

# 令和7年度愛知県産横架材サプライチェーンモデル構築事業 募集要領

一般社団法人愛知県木材組合連合会

## 1 事業の目的

本県のスギ・ヒノキの人工林は、高齢林分の増加に伴い主伐木が大径化している。「伐る・使う→植える→育てる」の循環型林業を進め、人工林を適正な林齢構成に導くとともに、カーボンニュートラル社会の実現に貢献していくためには、大径材の需要拡大につながる取組が必要である。

大径材からは歩留の高い横架材が生産可能であるため、愛知県産の大径材を利用した横架材（以下、「県産横架材」という。）の安定供給に向けた事業を実施し、大径材の需要拡大に資することを目的とする。

なお、本要領における大径材とは、丸太の末口（樹木先端側の小口）の直径が30cm以上のものをいう。また、横架材とは、その大径材から生産した無垢の平角材で、梁、桁などの構造材をいう。

## 2 事業の内容

県産の大径材を利用するため、供給、加工、流通、建築までの各分野の事業者が連携したサプライチェーンモデル（以下、「モデル」という。）を構築する。

当該モデルを通じて、県産横架材を利用した住宅等を新築し、生産から利用における課題等を明確化する流通実証を行う。

この実証に要する経費（以下、「実証費」という。）を一般社団法人愛知県木材組合連合会（以下、「県木連」という。）が交付する。

### (1) モデルの構築

モデルは、原則、下表に示す各分野の事業者で構成する。また、これらの構成員の中から、全構成員の合意の上でモデルの代表事業者を決定する。

| 各分野の構成員                     | 構成員数   |
|-----------------------------|--------|
| I. 原木供給（素材生産事業者、森林組合、原木市場等） | 1事業者以上 |
| II. 製材加工                    | 1事業者以上 |
| III. 製品流通（プレカット加工含む）        | 1事業者以上 |
| IV. 建築施工（工務店等）              | 1事業者以上 |

### (2) 実証内容（明確化する課題等）

県産横架材を利用した住宅等の新築を通じて、以下の各分野における課題等を明確化する。

＜実証における各分野＞

- ア 大径材の原木供給（品質確保、供給コスト縮減、安定供給等）
- イ 県産横架材の製材加工（品質確保、製材加工コスト縮減、安定供給等）
- ウ 県産横架材の製品流通（品質確保、製品流通コスト縮減、安定供給等）
- エ 県産横架材の建築施工（施工性、製品購入、需要拡大等）
- オ 各分野共通（課題、改善、工夫等の写真）

(3) 実証費（交付額）

上記（1）及び（2）に要する経費は以下のとおりとし、交付された実証費の配分は各モデルの自由裁量とする。

県産横架材（あいち認証材）の利用量（ $\text{m}^3$ ）  $\times 54,000$  円/ $\text{m}^3$

※あいち認証材とは、愛知県内で産出されたことを愛知県産材認証機構の認定事業者が証明した素材、製材品、木製品のこと。

(4) 交付対象者（応募者）

モデルの代表事業者

### 3 モデルの採択要件

本事業に応募できるモデルは、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本要領第2（1）の表に示すモデル構成員のうち、IV. 建築施工事業者以外は愛知県産材認証機構の認定事業者であること。
- (2) モデルの代表事業者について、すべての構成員の合意が得られていること。
- (3) モデルで新築する住宅等の横架材に、あいち認証材を使用すること。
- (4) 実証費の対象となる部分（県産横架材）が、他の国庫補助事業、その他の補助金の交付の対象となっていないこと。
- (5) 本実証により建築した住宅等の構造見学会の開催に協力すること。
- (6) 令和8年2月27日（金）までにモデルで新築する住宅等の建て方を完了し、実証成果が提出できること。
- (7) 採択通知受理後に木工事に着手すること。

### 4 応募書類及び提出先

モデルの代表事業者は、以下の応募書類を県木連に提出する。

（申請様式等：愛知県産材認証機構 <https://www.ai-ninshoukikou.net> に掲載）

(1) 応募書類

- ア 応募書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ モデル構成員一覧（様式3）

(2) 提出先・問合せ先

一般社団法人愛知県木材組合連合会（山本）  
〒460-0017 名古屋市中区松原二丁目18番10号  
Tel：052-331-9386 fax：052-322-3376  
E-mail：t.ygmt-lovewood@aimokuren.com

(3) 募集期限

令和7年5月30日（金）

（募集締切後、実証量が予算枠を超えた場合は各申請内容に応じて量を調整、また予算枠に余裕がある場合は追加募集等を実施）

### 5 採択・不採択の決定

県木連は、提出された応募書類を審査の上、応募者に審査結果を通知（様式4）

する。

## 6 応募内容の変更等の承認

応募内容を変更、または廃止する場合は、あらかじめ、変更（廃止）届（様式5）を県木連へ提出し、その承認を受けなければならない。

県木連は、この変更（廃止）を承認したときは、モデルの代表事業者に通知（様式6）する。

## 7 実証成果の提出（実証費交付申請 兼 実績報告）

モデルの代表事業者は、実証完了日から起算して 30 日を経過した日、または令和8年2月27日（金）のいずれか早い期日までに以下の書類2部を県木連に提出する。

<提出書類>

- (1) 実証費交付申請書兼実績報告書（様式7）
- (2) 事業実績報告書（様式8）
- (3) 住宅等一覧表（様式9）
- (4) 調査票（様式10-1及び10-2）
- (5) あいち認証材の出荷証明書
- (6) 写真（実証費の対象部分、建築物全景等）
- (7) 図面（位置図、梁伏図（県産横架材の使用部を着色）等）

※実証完了日は、実証計画の実証物件のうち、最終の建て方完了日とする。

## 8 実証費の交付決定及び額の確定

県木連は、実証費交付申請兼実績報告の内容を検査（必要に応じ現地検査を実施）し、実証費の交付が適当であると認められる場合は、実証費の交付決定及び額の確定通知（様式11）を行う。

なお、モデルの代表事業者は、県木連が行う現地検査等に協力しなければならない。

## 9 実証費の請求

モデルの代表事業者は、実証費の交付決定及び額の確定通知を受けた後、請求書（様式12）を県木連に提出すること。（請求時には実証費の交付決定及び額の確定通知書の写しを添付すること。）

## 10 実証費の交付

県木連は、モデルの代表事業者から提出された請求書の内容に誤りがないと認められる場合は、モデルの代表事業者に実証費を交付する。

## 11 実証成果の活用について

実証成果について、パンフレット、ホームページ等に使用することがある。

なお、公表にあたっては、企業・個人が特定されないよう配慮する。